

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告 示】			
○ 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の許可	市町村課		
○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分	航空企画推進課		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定	障害福祉課		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新	〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更	〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃		
○ 保安林の指定	治山課		
○ 道路の区域変更	道路整備課		
○ 道路の供用開始	〃		
		目次	
		【公 告】	
		○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課
		○ 公共測量の終了	監理課
		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
		○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	〃
		【選挙管理委員会】	
		○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	選挙管理委員会
		【労働委員会】	
		○ 岡山県労働委員会あつせん員候補者	労働委員会

◎岡山県告示第五百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合から申請のあった岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更を令和六年十一月二十七日付けで許可したので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第五百三十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
普通自動車 B M W 1 1 6 i	箱型 一台	岡山三〇一は九九七九

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十月二十五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第二駐車場一階）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百三十九号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
軽自動車 ダイハツ ミラジーノ	箱型 一台	金沢五八〇そ九四二四

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十月二十五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第二駐車場一階）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百四十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
軽自動車 スズキ MRワゴン	箱型 一台	大阪五八二き三四一二

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十月二十五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第四駐車場A東側）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百四十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
普通自動車 アウディ TT	箱型 一台	千葉三〇二ね・三九一

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十月二十五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第四駐車場A東側）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百四十二号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
軽自動車 ホンダ ライフ	箱型 一台	岡山五八〇ま一三四一

二 条例第十六条第一項の規定による通知を行った日

令和六年六月二十七日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第四駐車場D北東）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百四十三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
普通自動車 フォルクスワーゲン ビートル	箱型 一台	岡山三〇一た五二六六

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年十月二十五日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港第四駐車場D駐車場外）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十二月十日

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

キラきら薬局上成店

倉敷市玉島上成五三七―五

令和六年十一月一日

クオール薬局 高梁南町店

高梁市南町七〇

令和六年十一月五日

コスモス薬局

真庭市山田一八九四

令和六年十二月一日

◎岡山県告示第五百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十二月十日

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

ザグザグ薬局志戸部店

津山市沼八四八―一六

調剤

令和六年十二月一日

おかやま薬局総社店

総社市岡谷一二一―一四

調剤

令和六年十二月一日

岡薬局

玉野市田井五―二四―三三

調剤

令和六年十二月一日

◎岡山県告示第五百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十二月十日

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

更新年月日

独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原

加賀郡吉備中央町吉川七五一

整形外科

リハビリテーションセンター

津山市志戸部九七一

歯科矯正

むらかみ矯正歯科クリニック

赤磐市沼田九三六―四

歯科矯正

ささき矯正歯科クリニック

浅口市鴨方町六条院中三三三―一

眼科

医療法人田中眼科医院

津山市大田四五二―六

腎臓

医療法人仁聖会小畑醫院

井原市井原町一二四

腎臓

医療法人社団菅病院

総社市駅前二―一八―二一

腎臓

医療法人杉本の会杉本クリニック

高梁市南町五三

腎臓

医療法人清梁会高梁中央病院

笠岡市横島一九四四―一

訪問看護（腎臓）

訪問看護ステーション瀬戸いこい苑

津山市河辺九三三―一六

訪問看護（腎臓）

大手町薬局メディカルケ―シー

津山市山方三四―五

調剤

のぞみ薬局

津山市小原一〇七―二

調剤

アサヒ薬局小原店

津山市草加部九五四―九

調剤

有限会社わかば薬局

津山市中島四二六―一

調剤

のぞみ薬局中島店

津山市椿高下四〇

調剤

椿ヶ丘薬局

津山市東一宮四三―一〇

調剤

一宮薬局

津山市日本原三四五―五

調剤

マスカット薬局日本原店

玉野市宇野一―一四―三〇

調剤

たまの薬局

玉野市宇野二―一九―一八

調剤

宇野薬局

玉野市宇野二―三二―八

調剤

有限会社中島薬局

玉野市宇野二―三二―八

調剤

ミルキー薬局

玉野市宇野二―三二―八

調剤

肥後薬局

玉野市宇野二―三二―八

調剤

和田薬局

玉野市宇野二―三二―八

調剤

アルファ薬局

笠岡市笠岡五一〇―一四

調剤

かさおか薬局

笠岡市笠岡五八九―一

調剤

かくた薬局今立店

笠岡市今立二九〇五―二

調剤

いばらセンター薬局

井原市井原町一二〇五―五

調剤

アルファ―薬局美星店	井原市美星町黒忠二九五六―二	調剤	令和六年十二月一日
すみれ薬局	総社市井手一〇八―四	調剤	令和六年十二月一日
つばさ薬局	総社市井手九三三―一	調剤	令和六年十二月一日
きび薬局	総社市総社二―二〇―一	調剤	令和六年十二月一日
まきび薬局	総社市中央二―六―三六	調剤	令和六年十二月一日
マスカット薬局高梁店	高梁市柿木町二〇―一	調剤	令和六年十二月一日
のぞみ薬局	高梁市東町一八九八―四	調剤	令和六年十二月一日
西井山陽堂薬局	新見市新見七四三―一	調剤	令和六年十二月一日
有限会社栄町ヤマト薬局	瀬戸内市牛窓町牛窓四八〇八―三	調剤	令和六年十二月一日
さくら薬局瀬戸内邑久店	瀬戸内市邑久町豊原三三九―二	調剤	令和六年十二月一日
さくら薬局	赤磐市岩田六三―一	調剤	令和六年十二月一日
みらい薬局山陽桜が丘西店	赤磐市桜が丘西四―一―九	調剤	令和六年十二月一日
コスモス薬局	真庭市山田一八九四	調剤	令和六年十二月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局勝山店	真庭市勝山八六―一	調剤	令和六年十二月一日
山本薬局	美作市栄町一八三	調剤	令和六年十二月一日
むさしの里薬局	美作市古町一六六三―二	調剤	令和六年十二月一日
ありもと薬局大原病院前店	美作市古町一七七八―一	調剤	令和六年十二月一日
吉野薬局	美作市豆田四九―四	調剤	令和六年十二月一日
こんこうファーマシー薬局	浅口市金光町占見新田七四〇―二	調剤	令和六年十二月一日
アルファ―薬局小田店	小田郡矢掛町小田五五二六―一	調剤	令和六年十二月一日
久津間薬局	小田郡矢掛町矢掛三一七四	調剤	令和六年十二月一日
上河原薬局	津山市上河原二二―五	調剤	令和六年十二月一日
みどり薬局	真庭市下方五八四―一	調剤	令和六年十二月一日
マスカット薬局穂浪店	備前市穂浪二八三五―九	調剤	令和六年十二月一日
れんげ薬局	総社市中央六―一五―一一九	調剤	令和六年十二月一日
きたぞの薬局河辺店	津山市河辺七六九―一	調剤	令和六年十二月一日

◎岡山県告示第五百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

クオール薬局高梁南町店

医療機関の所在地

高梁市南町七九

高梁市南町七〇

令和六年十一月五日

◎岡山県告示第五百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十二月十日

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

おかやま薬局総社店

総社市岡谷一二一―一四

調剤

令和六年十一月三十日

岡薬局

玉野市田井五―二四―三三

調剤

令和六年十一月三十日

◎岡山県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

赤磐市小瀬木三二九の一、三三〇、三三二、三三三、三三四の一、三三四の二、三三五から三三七まで、三三九、三四〇の一から三四〇の三まで、三四一から三四六まで、三三三から三五六まで、三五七の一、三五七の二、三六一の一、三六一の二、三六二、三六三の二、三六五の二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 賀陽有漢線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市有漢町有漢字郷ノ坂一〇七二三番 二四三地先から 高梁市有漢町有漢字岩ヶ迫一〇五八六番 一五地先を経て 高梁市有漢町有漢字桐ヶ迫一〇五八一番 三地先を経て 高梁市有漢町有漢字多郎兵衛田一〇五七 六番一地先を経て 高梁市有漢町有漢字佐山谷一〇五五二番 二地先を経て 高梁市有漢町有漢字佐山一〇〇四一番一 地先まで	新	七・〇 七〇・〇	一四七三・〇
高梁市有漢町有漢字郷ノ坂一〇七二三番 二四三地先から 高梁市有漢町有漢字佐山一〇〇四一番一 地先まで	旧	四・〇 二八・〇	一六八八・〇

◎岡山県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	賀陽有漢線	高梁市有漢町有漢字郷ノ坂一〇七二三番二四三 地先から 高梁市有漢町有漢字岩ヶ迫一〇五八六番一五 地先を経て 高梁市有漢町有漢字桐ヶ迫一〇五八一番三 地先を経て 高梁市有漢町有漢字多郎兵衛田一〇五七六番 一地先を経て 高梁市有漢町有漢字佐山谷一〇五五二番二 地先を経て 高梁市有漢町有漢字佐山一〇〇四一番一 地先まで	令和六年十二月十日

〔六〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ総社店

所在地 総社市井手字延後四八〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 百二十一台

駐車場二―一 五十七台

駐車場二―二 二十台

駐車場三 十一台

合計 二百九台

(変更後)

駐車場一 百十五台

駐車場二―一 四十四台

駐車場二―二 十九台

駐車場三 三十一台

合計 二百九台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

だし、一部については、午前六時から午後十時まで）（た

駐車場二―二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場三 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(変更後) 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

だし、一部については、午前六時から午後十時まで）（た

駐車場二―一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場二―二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場三 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）（ただし、

一部については、午前六時から午後十時まで）

イ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 六箇所

(変更後) 九箇所

4	変更年月日
二	令和6年12月20日 届出年月日
三	令和6年11月22日 縦覧の期間及び場所
1	縦覧の期間
2	令和6年12月10日から令和7年4月10日まで 縦覧の場所
	岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課

〔六一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島乙島地内	測量区域
公共測量（現地測量等）	測量の種類
令和六年十一月二十七日	終了年月日

〔六一一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市上市字六反田一九二番二、一九二番三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

日本マクドナルドホールディングス株式会社

代表取締役 日色 保

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月三十日岡山県指令建指第一九三号

〔六一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市上市字六反田一九二番二、一九二番三

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

日本マクドナルドホールディングス株式会社

代表取締役 日色 保

五 許可年月日及び許可番号

令和六年七月三十日岡山県指令建指第一九三号

◎岡山県選管告示第百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、六七四

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九一、七一一

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、八三八	高梁市	七、五一四
岡山市中区	三九、九三一	新見市	七、六二〇
岡山市東区	二五、五六五	備前市・和気郡	一二、六九五
岡山市南区	四五、四八七	瀬戸内市	一〇、一六九
倉敷市・都窪郡	一三三、六三〇	赤磐市	一一、八〇八
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、四九三	真庭市・真庭郡	一一、九四九
玉野市	一五、七二八	美作市・英田郡	七、五七〇
笠岡市	一二、七一一	浅口市・浅口郡	一二、三二六
井原市・小田郡	一四、二五三	久米郡	四、九〇七
総社市	一八、七五〇		

◎岡山県労働委員会告示第二号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。
令和六年十二月十日

岡山県労働委員会
会 長 西 田 和 弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿
(令和6年11月28日現在)

区 分	氏 名	現 職 等	委 嘱 の 日 付
労 働 委 員 会 委 員	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和6年11月28日
	濱 田 陽 子	岡山大学法学部教授	〃
	岡 部 宗 茂	弁護士	〃
	大 河 健 二	特定社会保険労務士	〃
	安 田 祐 介	弁護士	〃
	阪 口 林	ＵＡゼンセン岡山県支部参与	〃
	檜 本 博 美	元岡山県教職員組合特別執行委員	〃
	林 康 宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃
	難 波 浩 一	連合岡山事務局長	〃
	古 角 美 姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	〃
委 員	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	〃
	横 山 圭 介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃
	石 田 敦 志	株式会社インダ代表取締役	〃
	西 谷 治 朗	岡山県経営者協会専務理事	〃
	三 宅 崇 文	おかやま信用金庫専務理事	〃
事 務 局 職	坪 井 俊 隆	岡山県労働委員会事務局長	令和5年4月13日
	森 本 章 敬	岡山県労働委員会事務局次長	令和6年4月11日

員	近藤 仁志	岡山県労働委員会事務局総括参事	”
---	-------	-----------------	---